

東京都市計画地区計画の決定（目黒区決定）

都市計画目黒駅前北地区地区計画を次のように決定する。

名 称	中目黒駅前北地区地区計画
位 置 ※	東京都目黒区上目黒一丁目地内
面 積 ※	約0. 6 h a
地区計画の目標	中目黒駅前北地区（以下「本地区」という。）は、都市計画道路環状第6号線（以下「山手通り」という。）と目黒川にはさまれた商業と住宅とが共存する地区であり、かつ東急東横線、東京メトロ日比谷線が乗り入れる中目黒駅に接し、交通利便性の高い地区である。 中目黒駅周辺は、「都市づくりのグランドデザイン（平成29年9月）」において、「中枢広域拠点域」に位置付けられており、地域の将来像として、商業、業務、居住等の機能の集積、建築物のリノベーションや目黒川との調和による個性的な店舗や飲食店等の集積、大学の立地等により、文化・交流が生まれる拠点の形成が示されている。 また、「目黒区都市計画マスタープラン（令和5年4月）」では「創造的コミュニケーションがあふれるまち」を基本理念に、駅周辺における都市基盤の整備や都市機能の更新を進めるとともに、職・住・遊・学の多様な機能が集積し、公共空間や民有地の広場・空地等を活用した公民連携のまちづくりの取組により、居心地が良く歩きたくなるまちなかを創出することで、多様な文化や交流が生まれるまちを形成すると示されている。 具体的なまちづくりの方向性を示した「中目黒駅周辺地区整備計画（平成31年1月）」では、駅前における混雑緩和や道路整備、歩行者動線の機能強化、並びに建物の不燃化、耐震化や都市型水害対策等を進めながら、回遊促進拠点としての機能を強化することとしており、公民連携によって策定した「ナカメ未来ビジョン（令和6年3月）」では、歩行者優先のゆとりある環境を創出するウォークアブルネットワークの構築やオープンスペース等を憩いや交流の場として利活用するまちなか拠点づくりを目標としている。 一方で、現状としては、山手通りの拡幅によって生じた狭小敷地や従前からの細街路により、駅前としての健全な都市機能の更新が困難な状況にあり、老朽建築物の集積やオープンスペースの不足による防災上の課題や、歩車分離が図られていないことによる交通安全上の課題が生じている。 そこで本地区では、土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、魅力的なオープンスペースの確保、安全な歩行空間の整備、駅前における防災性の向上、都市機能の増進に資する商業や住宅等の充実を図ることで、人々の滞留や回遊、憩い、交流を生み出す、安全で快適なまちなか拠点を形成することを目標とする。

区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	歩行者優先の安全でゆとりある環境の創出や、駅前防災機能の向上を図るため、敷地の統合や建物の共同化による土地の合理的かつ健全な高度利用とオープンスペースや歩行空間の確保を一体的に行う。また、憩いとにぎわいのある複合市街地を形成するため、質の高い都市型住宅や商業施設等の立地を誘導する。
	地区施設の整備の方針	中目黒駅から代官山方面や池尻大橋方面を結ぶ歩行空間の充実を図るとともに、目黒川に面した憩いと交流の空間の確保や駅前防災機能の拡充を図るため、各地区施設の整備の方針を次のように定める。 1 道路 土地の合理的かつ健全な高度利用を促進するため、適切な街区を形成する歩車分離がされた区画道路を整備する。また、鉄道高架下と広場に面した快適に通行できる歩行空間を創出するため、鉄道高架沿いの道路は自転車歩行者専用化又は歩行者専用化する。 2 広場 (1) 憩いとにぎわいのあるオープンスペースを確保するため、低層階の商業施設等との連続性を活かしたオープンテラス等の設置、案内板・広告旗等を活用したまちへの情報発信、地域のエリアマネジメント等と連携したイベントやまちづくり活動の場、豊かな緑化空間となるよう整備する。 (2) 災害時において帰宅困難者等が緊急的に避難できるスペースとして活用できるよう整備する。特に地上2階以上に設ける立体広場は、水害時の浸水想定深さより高い位置に整備する。 3 歩道状空地 安全で快適な利便性が高くゆとりある歩行空間を確保するため、道路や広場と連続した歩道状空地を整備する。 4 歩行者用通路 駅周辺の回遊性向上のため、敷地内を貫通する歩行者用通路を整備する。

区域の整備、開発及び保全に関する方針	建築物等の整備の方針		周辺環境に配慮した駅前の防災性の向上に資する複合市街地の形成と広域生活拠点にふさわしい都市空間の実現を図るため、建築物等の整備の方針を次のように定める。 - 中高層部は高品質な居住環境の実現と子育て世代の居住促進を図る都市型住宅を誘導し、低層部は都市生活を支える生活支援施設、憩いとにぎわいのある商業施設等の立地を誘導する。 - 良好な居住環境と魅力ある複合市街地に相応しい土地利用の誘導を図るため、建築物等の用途の制限を定める。 - 敷地統合を促進し適正かつ合理的な土地利用を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 - 安全で快適なオープンスペースと歩行空間を確保するため、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物等の設置の制限を定める。 - 合理的な土地利用の促進を図りつつ、周辺との調和に配慮し、良好な街並み形成を図るため、建築物等の高さの最高限度を定める。 - 駅前に相応しい景観創出のため、建築物の形態又は色彩その他意匠の制限を定める。 - 水害時における被害低減を図るため、浸水想定深さより高い位置に住宅の居室や防災センター及び建築物の自立性確保のための電気設備等を設置する。 - 駅前における健全な地域環境の形成を図るため、指定喫煙所及び公共トイレを、それぞれの特性や利便性を考慮した適切な位置に導入する。 - 環境負荷の低減対策を図るとともに、多層的で連続的な緑化景観を形成する。				
地区整備計画	位 置		東京都目黒区上目黒一丁目地内				
	面 積		約 0. 6 h a				
	地区施設の 配置及び規模	種 類	名 称	幅員 [] は全幅を示す。	延長	面積	備考
		道 路	区画道路 1 号※	約 8. 5 m～約 1 1. 5 m	約 6 5 m	—	拡幅
			区画道路 2 号	約 4. 0 m	約 6 0 m	—	既設・再整備（自転車歩行者専用化 又は歩行者専用化）
			区画道路 3 号	約 2. 7 m [約 5. 4 m]	約 5 5 m	—	既設

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	広場	広場 1 号	—	—	約 4 7 0 m ²	新設（階段・昇降機含む・排気塔は除く） 地上 1 階～地上 2 階へ接続
			広場 2 号	—	—	約 6 5 0 m ²	新設（階段・昇降機含む） 地上 2 階～地上 3 階 （地上 2 階の広場は敷地内の浸水想定深さ T.P. 10. 3m 以上の高さに整備する）
			広場 3 号	—	—	約 2 3 0 m ²	新設
		その他の 公共空地	歩道状空地 1 号	約 4 . 0 m	約 1 1 0 m	—	新設
			歩道状空地 2 号	約 2 . 0 m	約 5 0 m	—	新設
			歩行者用通路 1 号	約 2 . 0 m	約 4 0 m	—	新設（屋内）
	建築物等に関する事項	建築物等の 用途の制限※	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。				
		建築物の敷地面積の最低限度	5 0 0 m ²				
		壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は当該建築物に付属する門若しくは塀の面は、計画図 3 に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。 1 壁面線の前面道路路面の中心からの高さが 2 . 5 m 以上の部分に設ける落下物防止及びその他歩行者の安全性、快適性を確保するために設ける屋根、庇その他これに類するもの 2 通行上支障がない煙突、給排気施設、消防設備の部分				
		壁面後退区域における工作物等の設置の制限	計画図 3 に示す道路に面して壁面の位置の制限を定めた区域内の土地には、広告物、看板その他歩行者の通行の妨げになるような工作物（壁面線の前面道路路面の中心からの高さが 2 . 5 m 以上の部分に設けるものを除く。）を設置してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。 1 横断防止柵等の歩行者の安全性を確保するためのもの 2 通行上支障がない植栽柵等の緑化施設、街路灯、電線類地中化に伴う変圧器等 3 通行上支障がない施設案内板、サイン、デジタルサイネージ等 4 広場 3 号におけるにぎわいの創出に資する撤去可能なテーブル・イス等 5 その他公益上必要なもの				

地区整備計画	建築物等の高さの最高限度	1 6 0 m ただし、周辺環境に対して、配置計画や壁面の分節化による圧迫感低減に努める等、一定の配慮が図られ、市街地環境改善と良好な景観形成に資するものとする。
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	色彩や形態等の意匠については、「目黒区景観計画」を踏まえて、次のように定める。 1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、街並み形成に配慮する等周辺環境と調和したものとする。 2 屋外広告物は、地域の実情を踏まえて美観及び周辺環境を損なう恐れのないものとする。

※は知事協議事項

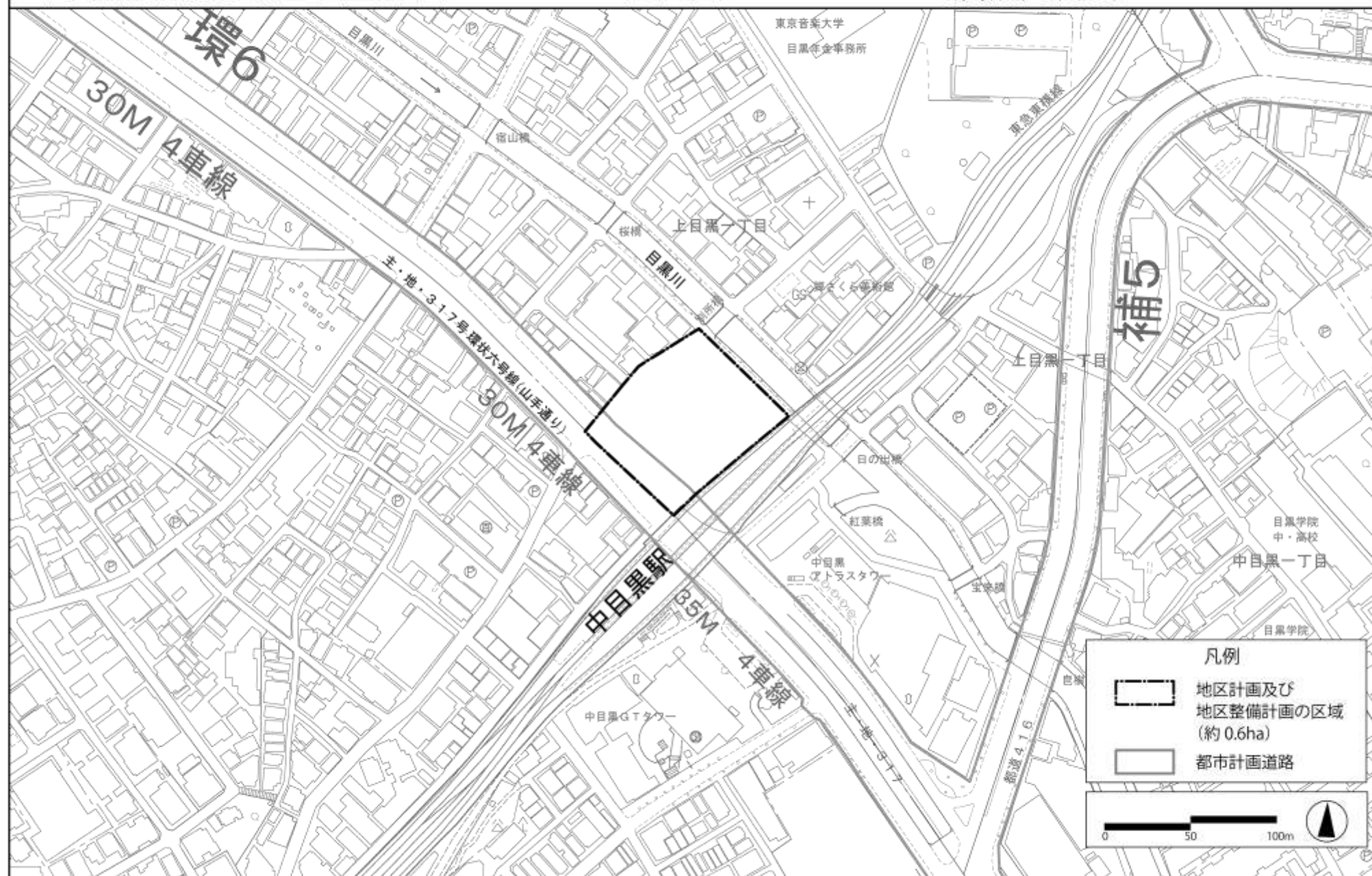
「地区計画の区域、地区整備計画の区域、地区施設の配置、壁面の位置の制限は、計画図に示すとおり。」

理由：敷地の統合や建物の共同化により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、安全で快適なまちなか拠点を形成するため、地区計画を決定する。

東京都市計画地区計画 中目黒駅前北地区地区計画

位置図

〔目黒区決定〕

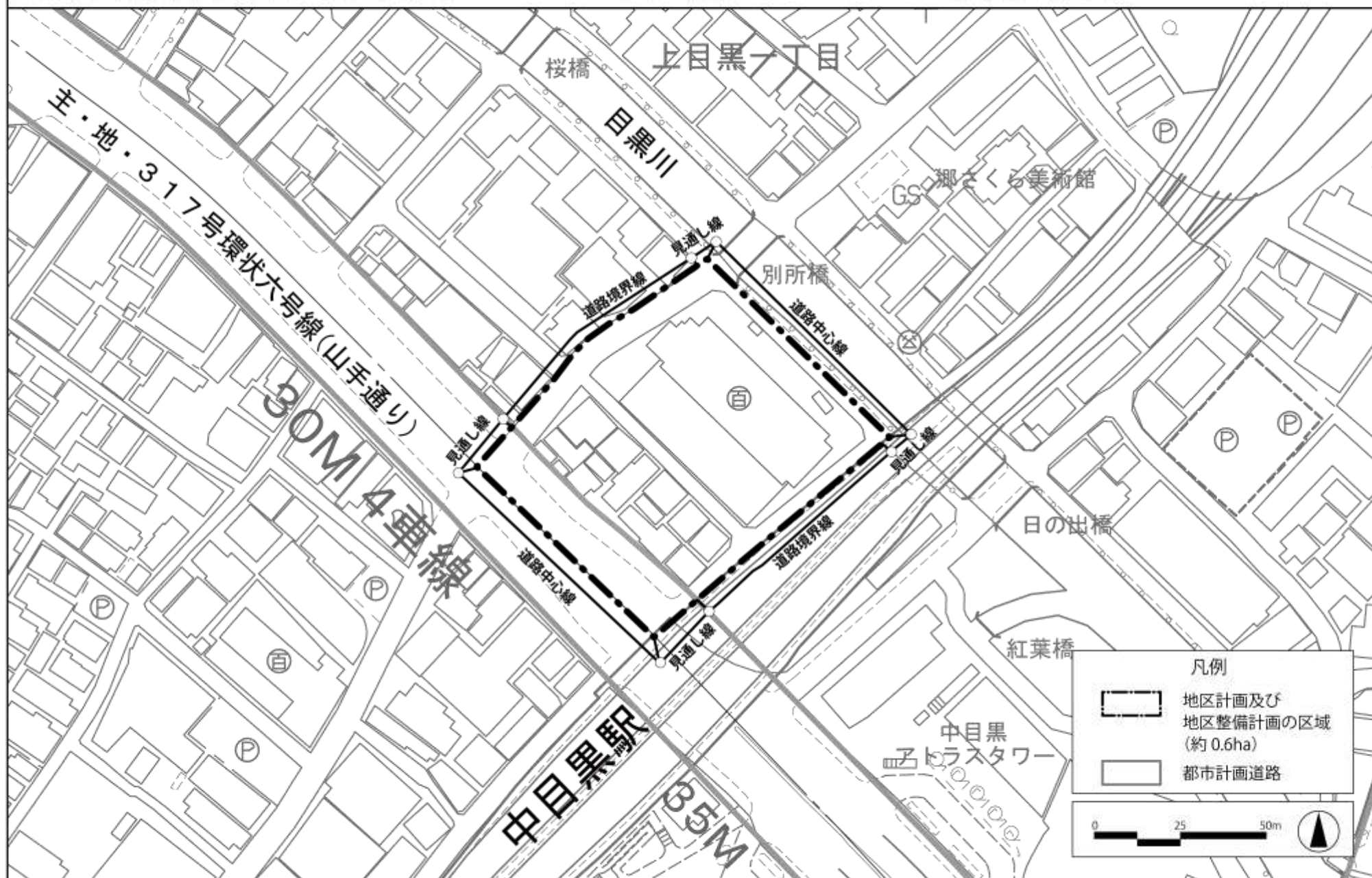


この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（承認番号：7都市基交測第 141 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）7都市基街都第 129 号、令和7年7月1日。

東京都市計画地区計画
中目黒駅前北地区地区計画

計画図 1

〔目黒区決定〕



東京都市計画地区計画 中目黒駅前北地区地区計画

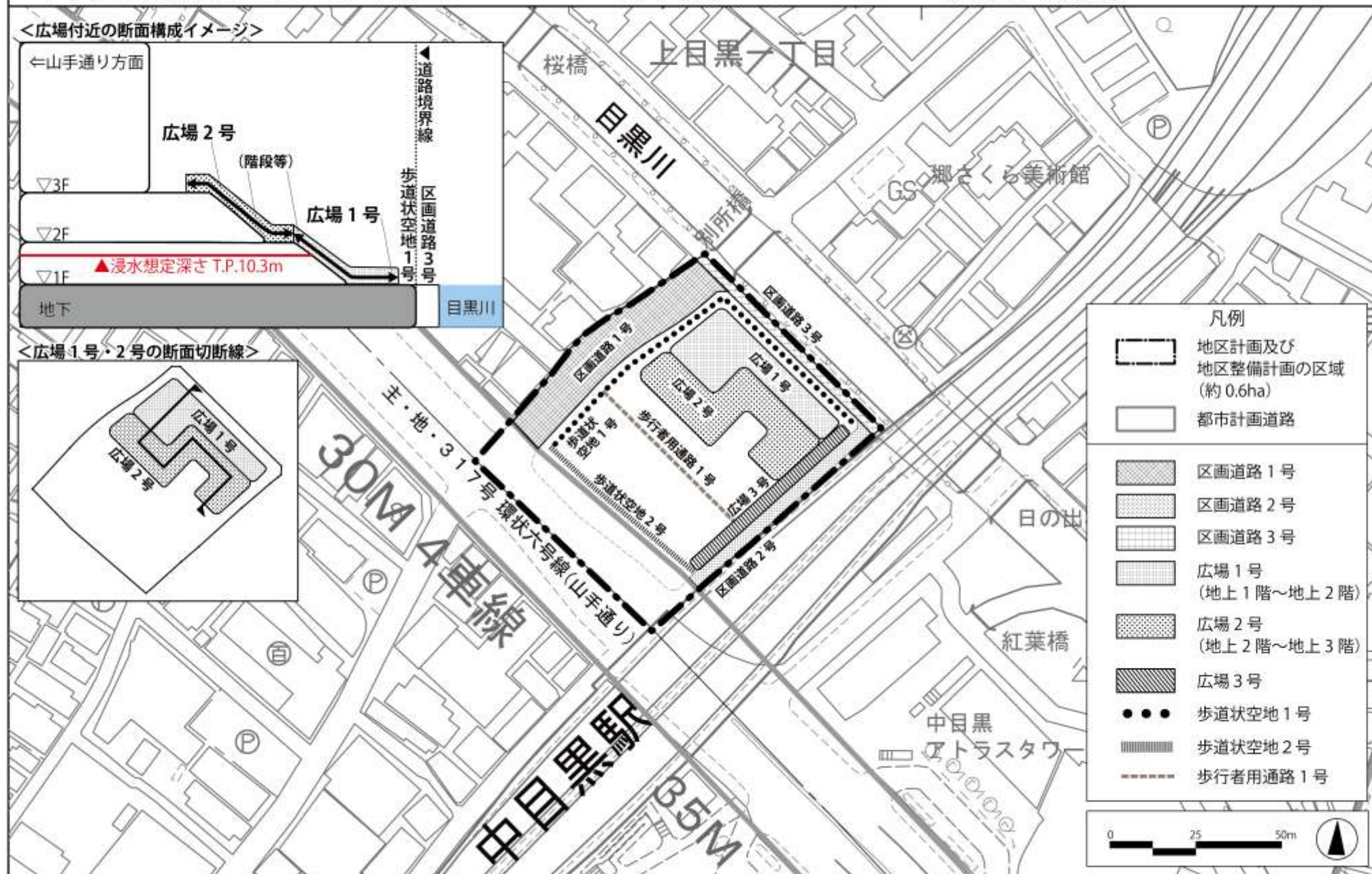
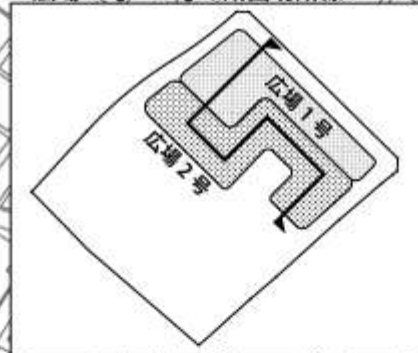
計画図 2

〔目黒区決定〕

<広場付近の断面構成イメージ>



<広場1号・2号の断面切断線>

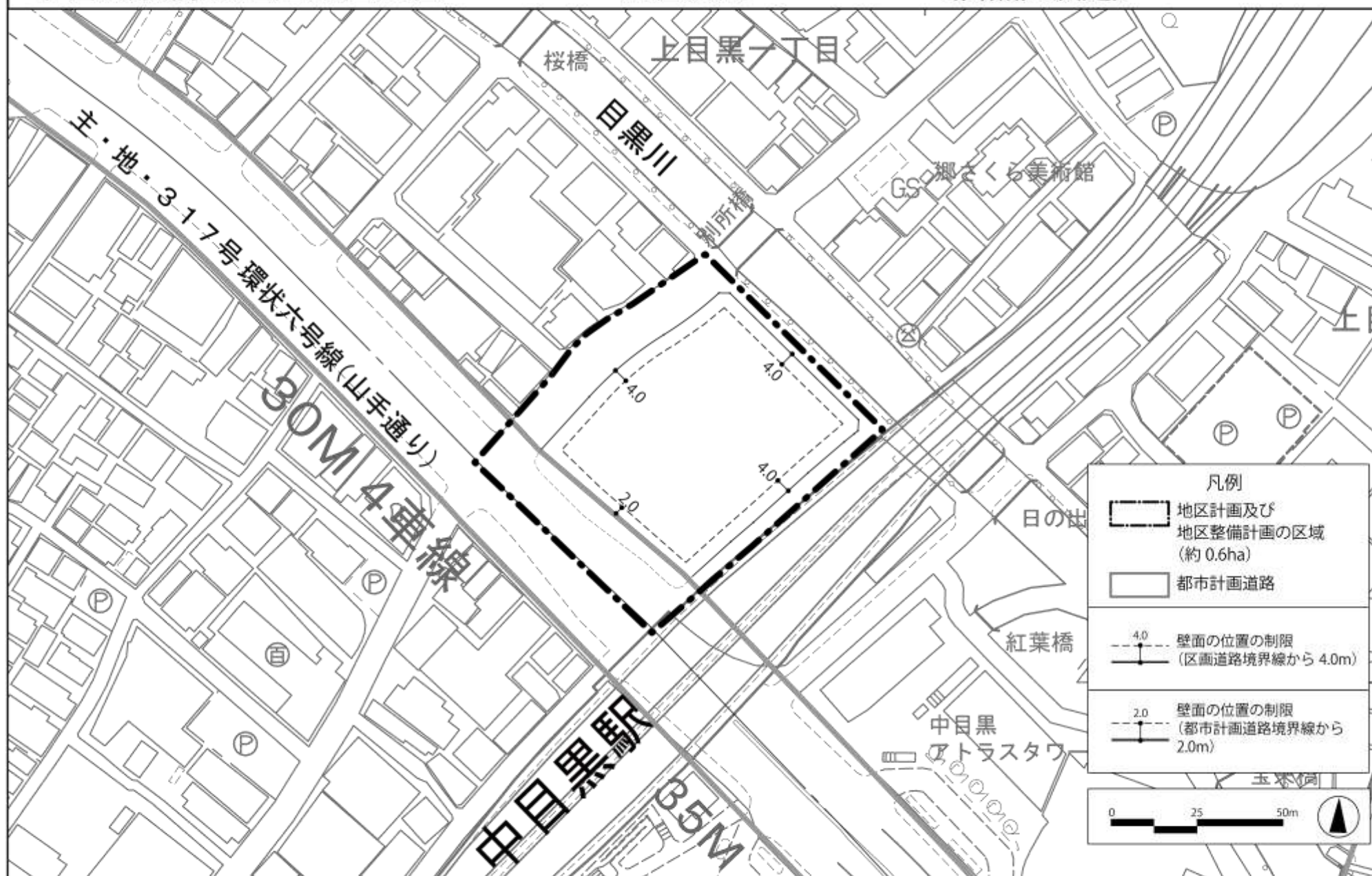


この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（承認番号：7都市基交測第 141 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）7都市基街都第 129 号、令和7年7月1日。

東京都市計画地区計画
中目黒駅前北地区地区計画

計画図 3

〔目黒区決定〕

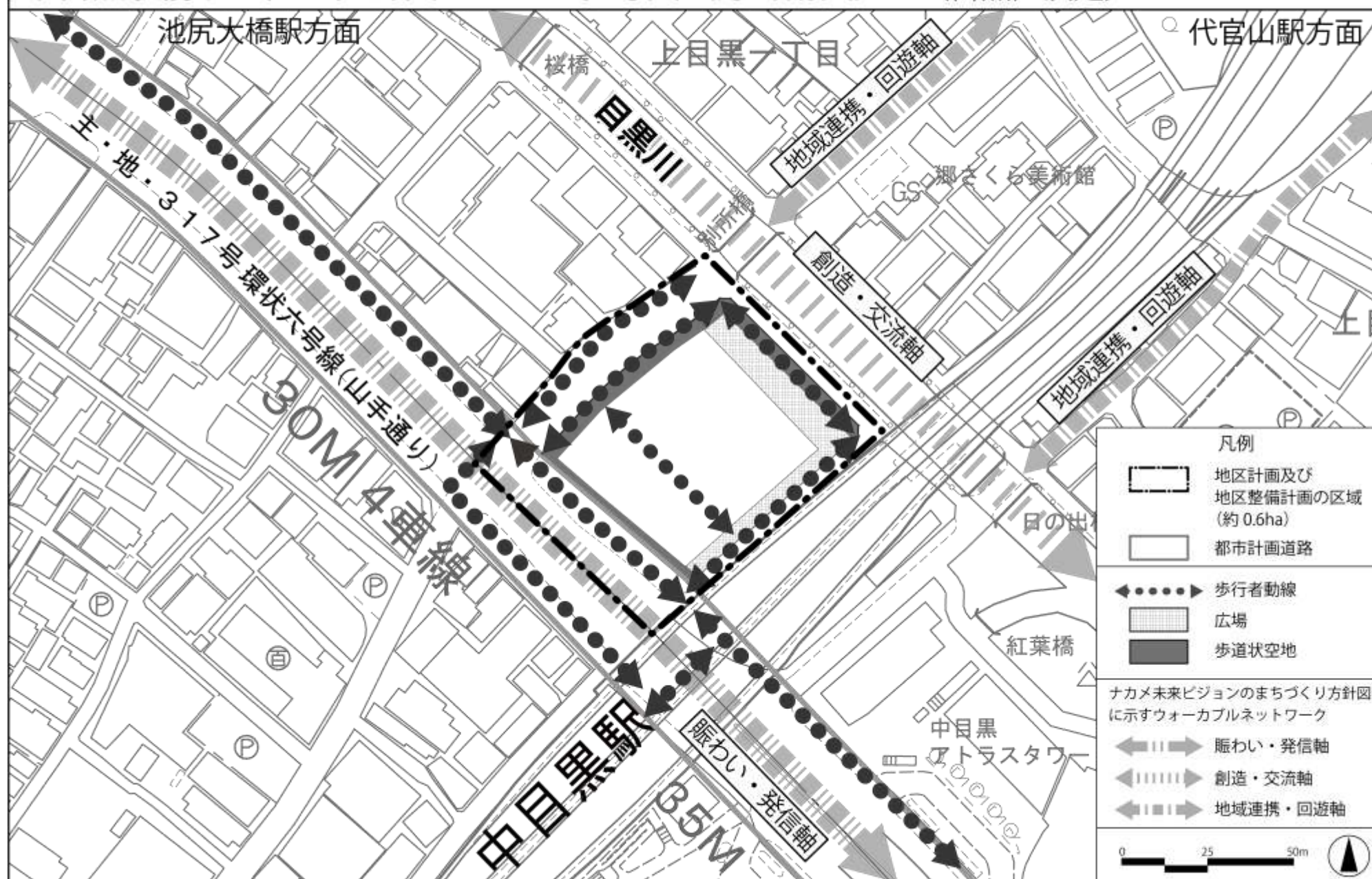


この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（承認番号：7都市基交測第 141 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）7都市基街都第 129 号、令和7年7月1日。

東京都市計画地区計画 中目黒駅前北地区地区計画

参考図（方針附図）

〔目黒区決定〕



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（承認番号：7都市基交測第 141 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）7都市基街都第 129 号、令和7年7月1日。

総括図

東京都市計画地区計画
中目黒駅前北地区地区計画（目黒区決定）

凡 例	
用途地域	一低 第一種低層住居専用地域
	一中 第一種中高層住居専用地域
	二中 第二種中高層住居専用地域
	一住 第一種住居地域
	二住 第二種住居地域
	近 近隣商業地域
	商 商業地域
	準工 準工業地域
	特別工業地区
	第一種文教地区
特別用途地区	第二種文教地区
	斜線型 第一種・第二種・第三種
高度地区	絶対高さ型 17m・20m・30m・40m・50m・60m
	最低限度 7m
高さの限度	高さの制限 10m・12m
	防火地域
防火地域	準防火地域
	生産緑地地区
都市施設	都市計画道路 都市計画道路の名称
	都市計画公園および都市計画緑地
日影規制	日影規制時間 3-2、4-2.5、5-3
	日影規制時間及び測定面
新たな防火規制（新防火）	東京都建築安全条例 第七条の二第 項に基づく指定区域

